

有害物質貯蔵指定施設とは

法第5条第3項(抜粋)

有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。))であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)

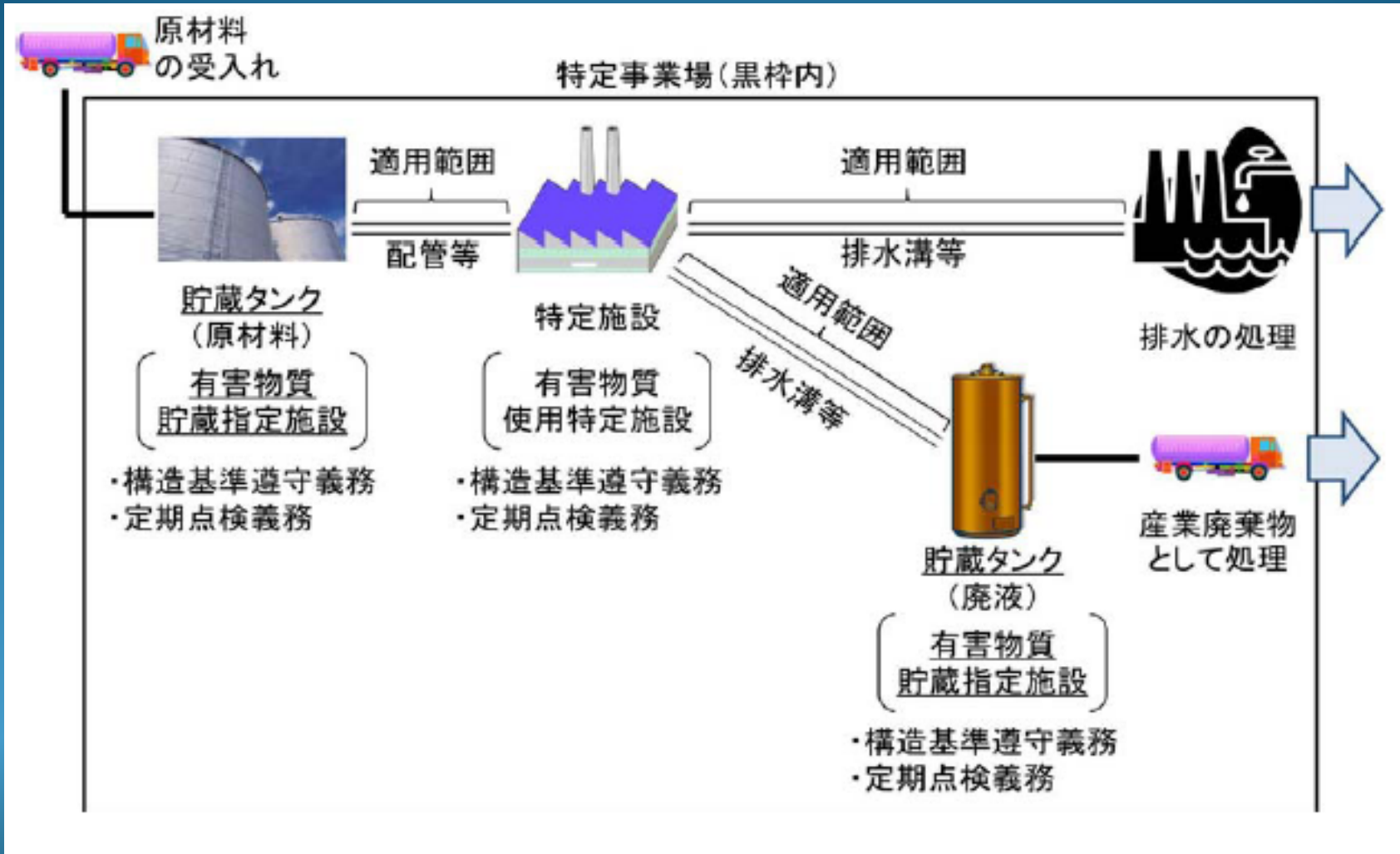
令第4条4 法第5条第3項の政令で定める指定施設は、第2条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

水濁法施行令の一部を改正する政令(平成23年11月28日公布)

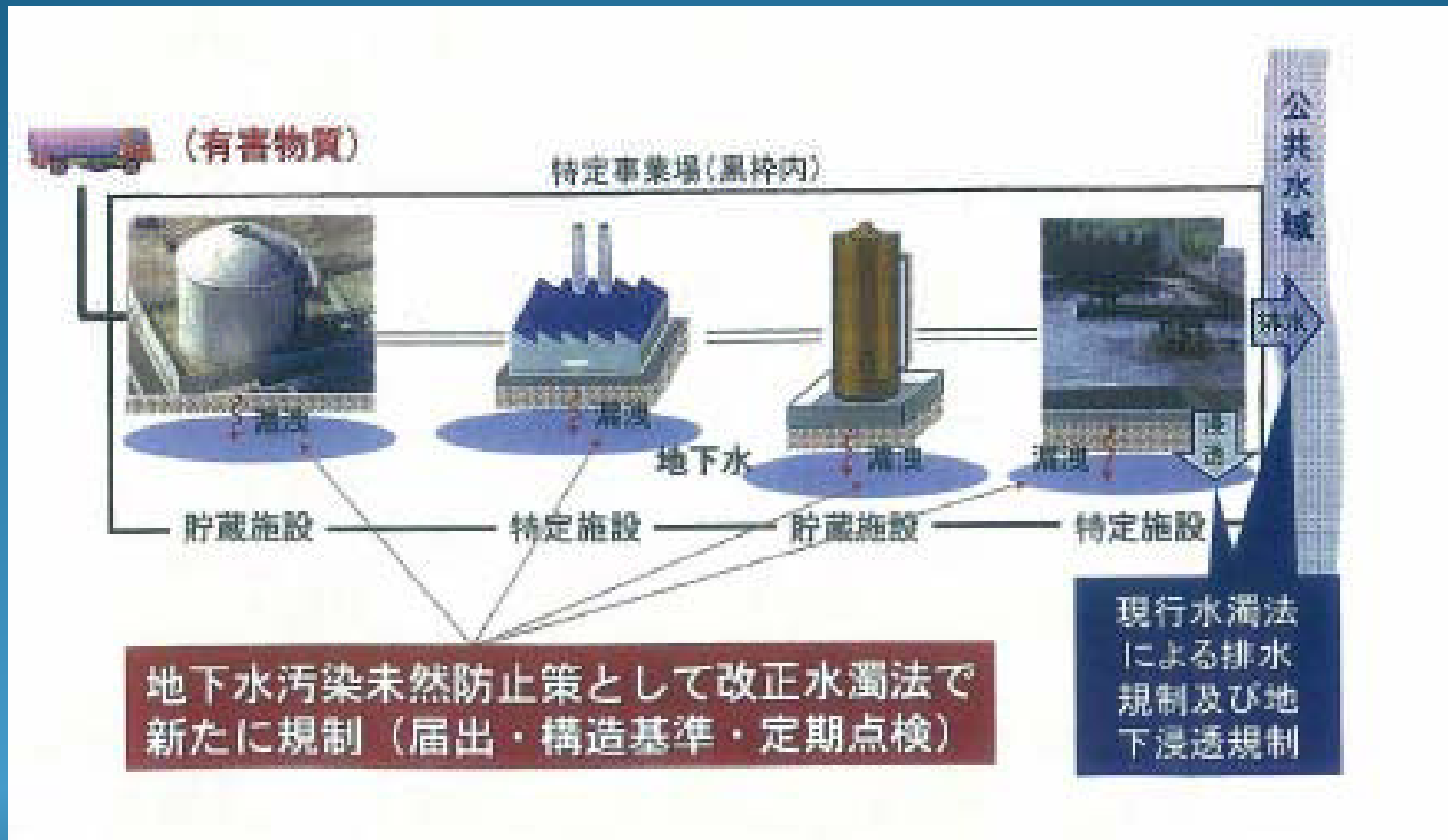
令第2条に規定する物質

有害物質のことである。

どのような施設が対象になるのか



今回の改正により新たに規制対象となる範囲(1)



有害物質貯蔵指定施設の具体例①

有害物質貯蔵指定施設に該当

- ・ 物理的に固定
- ・ 常時配管等が接続されている状態



図 2-2 有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(1)

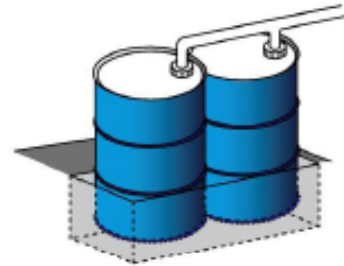


図 2-3 有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(2)

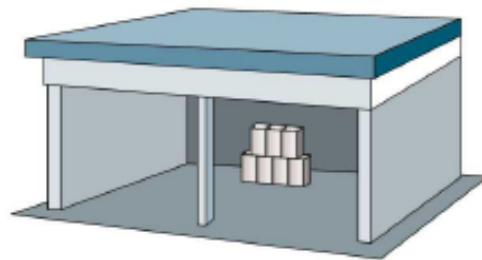


図 2-4 有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(1)

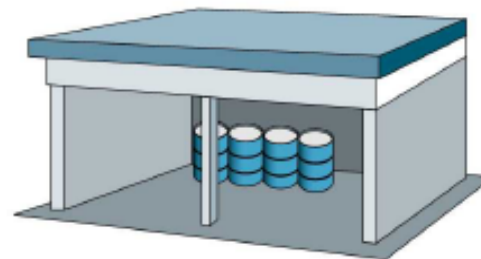
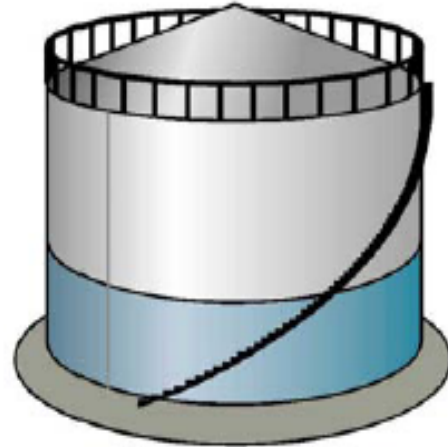


図 2-5 有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(2)

有害物質貯蔵指定施設に該当しない

対象施設の具体例②

液状のものを貯蔵する場合は該当



※有害物質であっても固体、気体を貯蔵している施設は対象にはならない

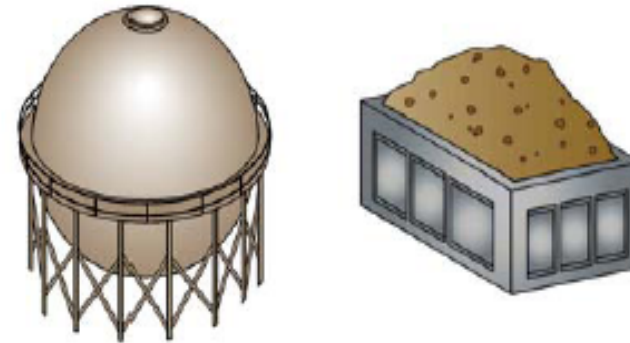


図 2-1 液状のものを貯蔵するものに関する概念図

気体や固体状のものを貯蔵する場合は該当しない

今回の改正により新たに規制対象となる範囲(2)

これまでの水濁法では、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道に放流し、公共用水域には排出しない場合には、有害物質使用特定施設に該当しても、水濁法第5条第1項に基づく届出の対象とされていなかった。



今回の水濁法の改正においては、構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等の義務が適用され、水濁法第5条**第3項**に基づく届出の対象となった。(平成24年6月30日までに届出)

水濁法の主な改正内容(2)

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

水濁法の主な改正内容(3)

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検しなければならないこととする。

水濁法の主な改正内容(4)

(4) 既存施設に対する適用猶予

既存の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、構造等に関する基準等は3年間適用しない。

※法の施行日が平成24年6月1日であるため、平成27年5月31日までは適用されない。